

令和6年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

＜各サービス個別＞ 介護支援

・広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。
受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。**（令和7年3月28日
〆切）
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、**郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。**（令和7年3月28日必着）

次第

1. 令和6年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）

令和6年度の運営指導における指摘事項等について

運営基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(3) 指摘内容

サービス利用票に文書（署名又は押印）により利用者の同意を得ていない事例が認められた。居宅介護支援の提供にあたっては、サービス利用票に文書（署名又は押印）により利用者等の同意を得て、利用者等に交付するとともに事業所で保存すること。

運営基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(3) 指摘内容

サービス利用票の作成が翌月に遅延している事例が認められた。居宅サービス計画を作成又は変更する際には、同月内に一連の業務を実施すること。

運営基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(3) 指摘内容

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービス等基準に位置付けられている個別サービス計画書を入手していない事案が認められた。当該事業所に対し同計画書の提出を求めること。

運営基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(3) 指摘内容

利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付したことが確認できない事例が認められた。交付した記録を残すこと。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

秘密保持等

(3) 指摘内容

サービス担当者会議等において家族の個人情報を用いる場合に、家族の同意が得られていない事例が認められた。家族の同意もあらかじめ書面で得ること。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

運営基準減算

(3) 指摘内容

モニタリングの結果について、記録しておらず、運営基準減算が必要な事例が認められた。特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回の居宅訪問と、1月に1回のモニタリングの結果の記録を作成すること。

【運営基準減算に係る補足説明】

- ・ 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合、契約月から解消月の前月まで運営基準減算が適用されるため、留意すること。なお、運営基準上では、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいとされている。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

運営基準減算

(3) 指摘内容

居宅サービス計画の変更の際にアセスメント業務が行われておらず、運営基準減算の必要な事例が認められた。居宅サービス計画の変更を行う場合は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、解決すべき課題を把握（アセスメント）し、居宅サービス計画を作成すること

【居宅サービス計画の変更に係る補足説明】

- ・ 居宅サービス計画を変更する場合は、原則として、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要
- ・ 一連の業務を行った記録が残されていることを、各事業所において定期的に確認
- ・ 居宅サービス計画の軽微な変更を行う場合には、一連の業務を行う必要がないとされているが、「軽微な変更」は例外的なもの

【軽微な変更について(介護保険最新情報 Vol.1213 参照)】

- ・ 居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定しているが、「利用者の希望による軽微な変更」を行う場合には、この必要はないものとしている。
- ・ 軽微な変更にあたっては「利用者の状態に大きな変化が見られない」という前提の下に、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。また、居宅サービス計画の期間を修正（見え消しでも可）し、変更した居宅サービス計画へ利用者等の同意を得た上で、写しをサービス事業所、利用者等に交付しておくことが望ましい。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

入院時情報連携加算

(3) 指摘内容

FAXによる情報提供を行った際、先方が受け取ったことが明確でない事例が認められた。先方が受け取ったことまで確認し、詳細を記録に残すこと。

【入院時情報連携加算に係る補足説明】

- ・ 介護医療院に入所する場合には、施設に情報提供を行った場合でも、入院時情報連携加算を算定することができない。
- ・ 転院は入院の継続とみなす。
例えば、4月1日に「A病院」に入院、4月3日に「B病院」に転院し、4月4日に情報提供を行った場合、入院時情報連携加算（改正後）の要件には当てはまらなくなる。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

通院時情報連携加算

(3) 指摘内容

算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定すること。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

退院・退所加算

(3) 指摘内容

当該加算は、病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保健施設に入所していた者の退院又は退所に当たって、居宅サービス等の利用に関する調整が対象となるが、これらに該当しない施設の入所者の事案において加算を行っている事例が認められた。この場合、加算の要件を満たさないものであり、当該請求は誤ったものであることから、正しく請求すること。

退院・退所加算（カンファレンス）に係る補足説明

- ・ 入院中の主治医と在宅医が同一の医療機関の場合（同一の医療機関の他科同士を含む。）は、カンファレンスの要件を満たさない。
- ・ カンファレンスに同一職種の者が2人以上参加している場合は、1者の参加とカウントする。

次の①～⑤の5者から3者以上がカンファレンスに参加する必要がある。

- ①退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医、看護師又は准看護師
- ②保険医である歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士
- ③保険薬局の保険薬剤師（院内薬局は除く）
- ④訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（准看護師を除く。）
- ⑤居宅介護支援事業者の介護支援専門員

例えば、①の保険医と看護師、⑤の介護支援専門員が参加した場合、人数としては3人参加しているが、2者の参加となるため、カンファレンスの要件を満たさない。

報酬基準

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

同一建物減算

(3) 指摘内容

指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者への指定居宅介護支援に際し、減算を適応していなかった。

指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定すること。

介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い

(3) 質問

同一の建物に 20 人以上居住する建物の定義とは何か。また、減算の対象は全利用者とするのか。

(4) 回答

あくまでも一つの建物等に指定居宅介護支援事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。

なお、減算は指定居宅介護支援事業所の全利用者にはではなく、当該建物等に居住する利用者にも適用となります。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い

(3) 質問

一月を通して短期入所生活介護を利用する利用者について、同一建物減算の適応を判断すべき場所は、利用者の居宅か利用中の短期入所生活介護事業所のどちらか。

(4) 回答

この取扱いは、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを評価する趣旨であることから、モニタリングに当たって利用者との面談を実施した場所で判断することとなります。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

テレビ電話装置等を活用したモニタリング

(3) 質問

テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、サービス担当者会議等において主治医、担当者その他関係者の合意を得ていることが必要とされているが、合意を得たことをどのように整理しておけばよいか。

(4) 回答

主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会などが想定されますが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておく必要があります。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

テレビ電話装置等を活用したモニタリング

(3) 質問

「テレビ電話装置等」とは、スマートフォンのビデオ通話アプリ（LINEなど）、ZOOM、スカイプなどの利用を想定してよいか。

(4) 回答

利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができる必要があります。この対応が可能であれば、使用する機器に制限はありません。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

テレビ電話装置等を活用したモニタリング

(3) 質問

利用者からの同意は、口頭によるものでよいか。

(4) 回答

口頭ではなく、文書により利用者の同意を得る必要があります。なお、その際には、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2月に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要です。したがって、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されません

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

ケアプランの作成

(3) 質問

福祉用具について、レンタルと購入の選択制が導入されたが、今までレンタルとして使用していたスロープを購入に切り替えた場合、一連の業務が必要か。

(4) 回答

同一種目における機能の変化を伴わない用具については「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられますが、あくまでも一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものとされています。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

特定事業所加算

(3) 質問

特定事業所加算に関し、要件の「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、要件である「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合も含まれるか。

(4) 回答

含まれるものと解されます。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

初回加算

(3) 質問

指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受けた後、引き続きその事業所が居宅介護支援を提供する場合、初回加算の算定は可能か。

(4) 回答

この場合、指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、加算の算定は可能です。

(1) サービス種別

居宅介護支援

(2) 項目

入院時情報連携加算

(3) 質問

利用者が居宅介護支援事業所の営業終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目及び4日目が居宅介護支援事業所の営業日以外の日であるとき、入院した日から起算して5日目に当該利用者に係る必要な情報を提供した際に、入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定が可能か。

(4) 回答

算定はできません。

利用者が居宅介護支援事業所の営業終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるとき、その翌日（4日目）に情報提供した場合も算定できるとされていますが、この取扱いは、5日目以降の適用は想定されていません。

【入院時情報連携加算に係る補足説明】

- ・ 退院・退所加算と同月中に算定することは可能。
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）は入院した日のうちに情報提供を行った場合に算定する。入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規定に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報提供した場合も、算定可能。
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅱ）については入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合に算定する。運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日翌日に情報提供した場合も、算定可能。

【最後に】

- ・ 居宅介護支援業務の適切な実施について
- ・ 本年度、居宅介護支援事業所に対して実施した運営指導は、1月末現在で58件。そのうち11件で減算が適用される運営基準違反が認められた。
- ・ 過去には、運営基準違反の状態が継続しており、指定取消処分となった事例もある。
- ・ 「私の事業所は大丈夫」と考えるのではなく、適切に業務を実施できているか、再度確認することが重要となる。

以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認ください。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、**忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）**
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、**郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）**